

海外経済要録

国際機関

◇OECDの閣僚理事会について

6月7、8の両日、第10回OECD閣僚理事会(議長ロジャーズ米国務長官)が、①加盟国の経済政策と経済見通し、②国際貿易の展望、③開発援助のための国際協力、の3点を主要議題としてパリで開催された。理事会は最終コミュニケにおいて、①インフレ抑制が不十分な現在、物価安定が引き続き経済運営上の優先目標とされるべきこと、②望ましくならぬ短資移動を防ぐため国際協力が必要であること、③ひも付きでない援助の増大および一般特惠関税制度の早期実施が望ましいこと、を強調した。さらに、今回の理事会では、OECD内に貿易に関する問題を検討するための小委員会設置が決定された。そのメンバーは、加盟各国政府の指名に基づきOECDにより選任され、貿易に関する長期的諸問題の検討と対策の立案に当たることとなっている。

米州諸国

◇米国、連銀の国債等直接買入れ権限の期限を延長

米国議会は6月30日、連銀が50億ドルを保有限度として、国債または政府保証債を米国政府との間で直接売買しうる権限を定めた連邦準備法第14条(3)ただし書の期限を2年間(73年6月30日まで)延長する法案を可決した。同規定は1942年の戦時立法により成立以来累次にわたり延長され、本年6月30日が期限となっていたものである。

この権限に基づく連銀の対政府信用は、実際上納税日前における一時的資金不足対策であるが、実行された例はあまり多くない。最近では本年6月、69年9月以来1年9ヵ月ぶりに実行された。

◇米国財務省、西ドイツ・ブンデスバンクに対し特別証券を売却

米国財務省は6月28日、西ドイツ・ブンデスバンクに対する下記の財務省特別証券(総額50億ドル)の売却につき、同行との間で取決めが成立した旨発表した。同省によれば、本年第1四半期中に同行に売却した短期の財務省特別証券からの切替え20億ドルを含めて約30億ドルはすでに売却済みである。

証券の形式等 期間1～5年の非市場性財務省中期証券(Treasury notes)。ただし期限前償還条項付き。

金利 当該証券発行時における同期間の国内財務省証券の市場金利に即して決定

◇米国連邦準備制度理事会、銀行持株会社の銀行業付随業務の範囲を発表

連邦準備制度理事会は、昨年末成立した銀行持株会社法改正法(Bank Holding Company Act Amendments of 1970、1月号「要録」参照)に基づき、従来法的規制の対象外となっていた1行持株会社を含めた銀行持株会社に対する規制方法を検討しているが、このうち銀行持株会社(もしくはその子会社)が連銀の承認を得て営業できる銀行業付随業務として以下の8業務を定め、このほど発表した(レギュレーションYの改正、うち(1)～(7)は6月15日、(8)は7月1日それぞれ実施)。これら8業務の内容は、同理事会がさる1月25日に提案し市中の意見を求めていた10業務のうち、保険関係の2業務を除いたものほとんど同じであるが、同理事会では今回除外された業務についても検討を続ける意向を明らかにするとともに、下記8業務以外のものであっても銀行持株会社が銀行業付随業務と判断するものについては、理事会に対し承認方申請することはきつつかえないとしている。

- (1) 自己もしくは他人名義の貸付およびその他信用供与(信用状発行、手形引受等)業務。たとえば、抵当金融会社、ファイナンス・カンパニー、クレジット・カード会社、債権買取会社(factoring company)の業務。ただし、貯蓄貸付組合の業務を除く。
- (2) 勤労者銀行(industrial bank)、勤労者貸付会社(industrial loan company)等の業務。ただし、当座預金の受入れおよび商業貸付を行なってはならない。また、州法の定めるところに従うことを要する。
- (3) 融資およびその他信用供与の仲介・あっせん業務。
- (4) 信託業務。ただし、当座預金の受入れおよび商業貸付を行なってはならない。また、州法の定めるところに従うことを要する。
- (5) 投資顧問もしくは財務顧問業務。たとえば、抵当金融会社、不動産投資信託会社に対する助言、金融・経済に関する情報の提供等。ただし、オープン型投資信託会社に対する投資顧問業務を除く。
- (6) 個人用物件のリースもしくはリース代行業務。ただし、同一賃借人とのリース契約を通じて当該物件の購入代金を下回らない収入をあげうる場合に限る。
- (7) 低所得地域の経済開発等社会福祉促進を主目的とす

る会社もしくはプロジェクトに対する投融資業務。ただし、産業開発会社への投資を除く。

- (8) 銀行持株会社とその子会社のための会計処理もしくはデータ処理サービス、およびその他一般に対する金融、財務、その他関連データの記録・処理サービス業務。

なお、上記銀行業付随業務運営にあたっては、①業務内容および営業地域は当初理事会の承認したものと大幅に異なってはならない、②信用供与等を行なう際、銀行持株会社法改正法第106条により銀行につき禁止されている「条件付き取決め(注)(tie-in arrangement)」を結んではならないとされている。

(注) 銀行が融資の際、融資先に対したとえば特定の会社との取引を要求(あるいは禁止)するなど、通常の高慣習をこえた条件を付すること。

◇米國、対中共貿易制限緩和措置を発表

ニクソン大統領は6月10日、一部品目について対中共輸出禁止を解除するとともに、同国からの輸入についての特別の制限をすべて撤廃する旨を発表した。対中共貿易制限の緩和は1949年以来21年ぶりのことである。

禁輸解除品目は、農産物、家電製品、自動車、化学製品、一般消費財等47分類、数百品目に上るが、いずれも純然たる非戦略物資に限られ、機関車、航空機等戦略物資となりうる性格をもつ品目は引き続き個別許可を要することとなっている。

なお今回の措置は、4月14日同大統領が発表した対中共貿易・旅行制限緩和声明に基づくもので、さる5月7日実施のドル使用制限撤廃等(6月号「要録」参照)に引き続き措置である。

欧 州 諸 国

◇EEC、英国加盟に伴う諸懸案につき合意

ルクセンブルクで開かれた第7回(6月7日)および第8回(6月21～23日)英国加盟閣僚交渉において、次のような合意が成立し、加盟交渉はここに事実上の妥結をみた。

- (1) ボンド残高問題(第7回加盟交渉)
- イ. 英国はEEC加盟後、公的ボンド残高の漸減を進める。
- ロ. 英国はEEC加盟後、拡大された共同体における経済通貨統合への展望のもとで、ボンドの対外的地位を他のEEC諸国通貨の対外的地位と漸次調整していくための措置につき討議する。
- ハ. それまでの間、英国は上記の長期的目標に沿いつ

つ公的ボンド残高の安定を図る。

- (2) ニュージーランド乳製品問題(第8回加盟交渉、以下同じ)

イ. 英国は加盟過渡期間(73～77年)中、ニュージーランドの乳製品について輸入保証を行なうが、77年までにその保証量をバターについては輸入量の80%、チーズについては同じく20%にまで漸減する。

ロ. 加盟過渡期間終了後(78年以降)、チーズに関しては輸入保証を行なわないが、バターについては、その取扱いを75年中に拡大EECが検討する。

ハ. 輸入を保証されるバターの価格は、1969～72年の4年間の平均価格に基づいて決定する。

- (3) 共同体財政に対する英国の拠出率問題

イ. 共同体財政の英国負担は、加盟初年度(73年)の8.64%から段階的に引き上げて、77年には18.92%とする。

ロ. 過渡期間終了後も、78、79年の2年間に限り、EEC財政規則を全面的には適用せず、英国の拠出額に上限を設ける(78年および79年の英国拠出金のそれぞれ対前年比増加額は、77年においてEEC財政規則を完全適用した場合の英国の拠出すべき額と、同年の実際の拠出額との差額の5分の2以内とする)。

ハ. 80年以降は、EEC財政規則を完全に適用する(英国は輸入関税および農産物輸入課税収入の90%と、付加価値税収入の一定割合とを共同体財政に拠出)。

- (4) 漁業問題

最終的な合意には到達しなかったが、7月中旬にあらためて英国を含む加盟申請4か国とEEC6か国とで本問題解決のため閣僚会議を開くことを決定。EECは、EEC拡大を念頭において現行漁業規則を再検討する用意がある旨表明した。

なお、5月の第6回加盟交渉で、英国とEECとは英連邦砂糖問題の取扱いにつき基本的合意に達したが(6月号「要録」参照)、その際、英国は、英連邦内砂糖生産諸国との協議を完全合意の前提条件として、最終的態度を保留していた。6月3日、英連邦内砂糖生産国14か国は、英国との閣僚会議において、英国とEECとの合意内容を了承、本件は5月の妥結内容どおり解決した。

◇英蘭銀行、本年第3四半期の銀行貸出規制枠を発表

英蘭銀行は6月30日、5月に同行が提案した新金融調節方式(6月号「要録」参照)に関して銀行および割賦販売金融会社との協議が完了するまでの間、暫定措置とし

て、次のとおり現行貸出規制を延長する旨発表した。

- (1) 本年9月央におけるロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行の国内民間部門および海外に対する貸出残高(ただし固定金利による輸出、造船関係特別貸出を除く)を、基準時点(70年3月央)残高の10%増以内とする(ただし季節調整後)。その他の銀行については同12%増以内とする。
- (2) 銀行のポンド建アクセプタンスについても上記(1)と同様の増加額規制を適用する。
- (3) 主要割賦販売金融会社も本年9月末における貸出残高を、基準時点(70年3月末)残高の10%増以内に押える。

◇英国割賦販売金融会社、個人消費向け融資条件を緩和

英国の割賦販売金融会社(Finance House)は、6月21日から消費関連の「個人向け貸付」の条件を緩和した(たとえば自動車購入を目的とする個人向け貸付については、歩積み預金(minimum deposit)の最低預入率を40%から25%に引き下げ、最長貸付期間を2年から3年に延長)。これは、全割賦販売金融会社の統一された行動ではないが、有力割賦販売金融会社を含むかなり広範な動きとみられる。

英国では、「割賦販売(Hire Purchase)」については通産産業省による条件規制が行なわれているが、「個人向け貸付(Personal Loan)」については条件の規制がなく(注)、ただ、これまでは割賦販売金融会社協会(Finance Houses Association)が自主的に割賦販売条件規制を準用してきたにすぎない。したがって、今回の動きは法的には問題がないが、本年4月の金融緩和にあたり英蘭銀行が表明した消費関連貸付抑制の要望(4月号「要録」参照)に反するものであり、同行はこの動きに対し遺憾の意を表明したと伝えられる(具体的な対策は採っていない模様)。

(注) 英国の法制上、「割賦販売」と「個人向け貸付」とは次のように区別される。すなわち、前者が「賃借した者が購入の選択の余地をもつ物品——所有権は販売業者に帰属——の賃借契約」であるのに対し、後者は金銭の貸借契約である。ただ、現実には、後者も主として高額耐久消費財の購入にあてられるので、両者を区別する意味は乏しいと考えられる。

割賦販売契約の条件規制は、第2次大戦中以来は一貫して行なわれてきた。現行規制内容は次のとおり。

- (1) 最低預入率……33¼%(ただし、四輪車40%、家具20%、調理機および温水機10%)
- (2) 最長貸付期間……2年(ただし調理機および温水機4年)

◇西ドイツ、売りオペ・レートの変更

ブンデスバンクは6月3日、大蔵省証券および割引国庫債券(ただし、6か月ものおよび1年もののみ)の売り

オペ・レートを $\frac{1}{8}$ ～ $\frac{1}{2}$ %に引き下げたが、続いて6月16日、さきに引き下げた分を含む全割引国庫債券の金利を一律 $\frac{1}{4}$ %引き上げた(備蓄機関証券は両度とも据置き)。3日の引下げは最低準備率引上げ(6月2日決定、6月号「要録」参照)によって予想される短期金利の急上昇に対処するためであったが、それにもかかわらず市場短期金利が大幅に上昇してしまったため16日やむをえずこれに追随したものとみられている。

なお、4月以降実施されている非金融機関向け割引国庫債券(4、5月号「要録」参照)の売りオペ・レートも同16日0.3%方引き上げた。現行オペ・レートは次のとおり。

ブンデスバンクの売りオペ・レート

(年率・%)

	6月16日 現在	6月2日 まで
大蔵省証券		
30～59日もの	4 $\frac{1}{8}$	4 $\frac{5}{8}$
60～90日〃	4 $\frac{1}{4}$	4 $\frac{3}{4}$
割引国庫債券		
6か月もの	5 $\frac{1}{2}$	5 $\frac{1}{2}$
1年〃	5 $\frac{1}{2}$	5 $\frac{3}{8}$
1年半〃	5 $\frac{1}{2}$	5 $\frac{1}{4}$
2年〃	5 $\frac{1}{2}$	5 $\frac{1}{8}$
備蓄機関証券		
30～59日もの	4 $\frac{7}{8}$	4 $\frac{7}{8}$
60～90日〃	5	5
非金融機関向け割引国庫債券		
6か月もの	6.19	5.92
1年〃	6.52	6.24
1年半〃	6.60	6.31
2年〃	6.75	6.45

◇フランス、国民経済勘定を発表

フランス政府は6月5日、1970年の国民経済勘定(実績)を、続いて同8日、71年度予算案作成の基礎として71年の経済見通しを発表した。その概要次のとおり。

- (1) 1970年の実質成長率は6.1%と昨年9月の政府見通し(6.2%)をはば達成した。やや過熱ぎみであった前年(実質成長率7.7%)に比べ、70年は均衡のとれた成長を実現したといえる。これは、輸出の好調持続、機械・金属を中心とする企業投資の堅調の一方、家計消費が政府の貯蓄奨励策もあって比較的落ち着いていたことによるものである。
- (2) 貿易収支は、フラン切下げ効果の発現により、輸入

がかなり抑制されたため大幅に改善し、その赤字幅は65.5億フランと前年(122.6億フラン)を大きく下回った。この間、国内総生産に対する輸出の割合もしたいに上昇しており、68年以前には11.5%をやや上回る程度であったが、70年には14%に達した。

- (3) 71年については、家計消費の着実な伸びが期待される反面、企業投資は伸び悩みが予想されており、実質成長率は70年を下回るものとみられている。

フランスの国民経済勘定

(1962年価格による、対前年比伸び率・%)

	1969年	1970年	70年9月の政府見通し	1971年(見通し)
国内総生産	7.7	6.1	6.2	5.7
輸 入	24.2	6.5	8.8	7.5
計	9.6	6.1	6.5	5.9
消 費	6.5	4.4	—	—
うち 家 計	6.7	4.5	4.1	6.0
政 府	4.1	1.9	—	—
投 資	9.9	6.8	—	—
うち 企 業	12.1	7.3	7.0	6.0
家 計	5.2	6.1	—	—
政 府	6.5	5.5	—	—
輸 出	17.9	16.2	21.0	10.0

◇フランス、物価対策を強化

フランス大蔵省は6月28日、計画契約(注)(contrat de programme)の適用を厳格化し、次のとおり一部企業の製品価格凍結等の措置を採った。

- (1) 自動車部品、運動具、がん具等製造業者7社については、現行価格を2～4%引下げのうえ凍結。
- (2) 倉庫用機械等製造業界(285社)については、価格を現在の水準で凍結。
- (3) なお、現在実施中の調査により、上記のほかにも市場実勢からみれば、低下すべき価格を価格協定等により据え置いている業界のあることが判明すれば、必要な介入措置が採られることになっている。

政府では、これらの措置は全般的な物価凍結につながるものではなく、今後の物価政策の運営にあたって、できるだけ統制的な方法は避けたいとしている。

(注) 企業または業界があらかじめ価格・賃金・投資・輸出等に関する事業計画を政府と協議のうえ決定し、その遵守方を約す(契約)ことから、計画契約と呼ばれる。価格引上げなど契約事項を変更する場合には、政府に届け出て、その審議と承認を得なければならない。現在、これを締結している企業は、自動車業界、鉄鋼業界等を中心に全製造業部門の90%に達しているといわれる。

◇フランス、最低賃金を引上げ

フランス政府は6月30日の閣議で、最低賃金を4.61%引き上げ、1時間当たり3.85フラン(これまで3.68フラン)とする旨決定した(実施は7月1日から)。なお、同決定発表に際し政府は、現在行なわれている賃金交渉において、この最低賃金の引上げ等にとくに留意するよう希望している旨強調した。

◇フランス銀行、参与会を新設

フランス銀行では、金融政策の運営に広く産業界の意見を反映させるため、4月7日、割引評議会(Le Conseil d'escompte)を廃止して、新たに参与会(Le Conseil consultatif)を設置した。

参与会の概要は次のとおり。

- (1) 構成……工業界、商業界および農業界から選出された15～25名の評議員によって構成(従来の割引評議会は、商業界から選出される評議員のみ)。
- (2) 機能……フランス銀行総裁に対する、上記各界における経済活動の現状および将来の見通しに関する情報の提供および意見具申(割引評議会の機能は、割引業務の運営上参考となるべき意見具申のみ)。

◇イタリア、経済直直しのための緊急措置を発表

1. イタリア政府は7月3日、生産および投資の刺激と失業の減少とを目的とした緊急措置を発表した。

措置の概要は次のとおり。

- (1) 小規模企業、造船業者および漁業会社に対する借入れ利子補給。
- (2) 輸出業者に対する資金援助(500億リラ)、企業の技術開発等に対する資金援助(500億リラ)、農業機械化および市場販売促進を目的とした資金援助。
- (3) 南部低開発地域の企業および従業員300人(特定業種の場合は500人)以下の企業の社会保障負担免除。
- (4) 輸出業者の購買税支払い免除(2,000億リラ)。

上記措置に基づく財政負担総額は7,000億リラ強。財源は明らかにされていないが、政府はこのために新税の導入または増税を実施する意図のないことを明らかにしている。

2. 同国経済は、ストのひん発(本年1～6月中の労働損失時間は約63百万時間)によって生産および投資の停滞が著しく(本年1～5月の工業生産は前年同期比3%減)、とくに中小企業の賃金コスト上昇に伴う設備投資意欲および能力の減退が顕著なため、政府は上記措置に踏み切ったものとみられている。

上記措置発表にあたりコロンボ首相は、「現在のまま

推移すればわが国の本年のGNP成長率は3%以下にとどまろう。現在最も必要なことは、企業の投資と正常な操業の再開である。これさえできれば失業の増加も避けられよう。今次措置の実効を期するためには労使双方の協力が不可欠である。賃上げおよび社会改革は十分な生産が行なわれてはじめて実現できるものである」と述べ、とくに労働者に対し極カストを回避するよう強く訴えた。

◇ベルギー、短資取入れ規制措置を変更

1. ベルギー国民銀行は6月3日、為銀に対する従来の短資取入れ規制措置を廃止して次のような新措置を決定、即日実施した。

(1) 為銀は毎週1回以上、対外ポジション(暫定計数)およびそれと前月末の対外ポジションとの平均計数を、ベルギー国民銀行に対し報告すること。

(2) 上記平均計数が、ベルギー国民銀行が銀行ごとに定める対外ポジションの最高額をこえた場合には、当該為銀はその超過額に見合う額をベルギー国民銀行に開設した特別口座に無利子預金として積み立てること。

2. ベルギー国民銀行は3月24日以降、同行の短資取入れ自粛要請に従わなかった為銀に対しては、再割引限度枠を大幅に削減するという短資流入抑制措置を実施していた。このたびの変更は、短資の流入が、銀行の「対外借入れ」よりも、むしろ非居住者の「預金」というかたちで増加している実情にかんがみ、これらの、いわば為銀の意図しない短資の流入に対し、再割引枠の削減をもって臨むことは適当ではないとの判断に基づくものとされている。

◇トルコ、為替レートを一部調整

トルコ政府は7月9日、綿花、たばこ、ヘイゼルナッツ等特定産品を輸出する際のトルコ・リラの為替レートを7.69%(米ドル建、自国通貨建では8.33%)切り下げ、1米ドル=13トルコ・リラ(これまでは12リラ)とし即日実施する旨発表した。

今次措置のねらいは、主要輸出品目である農産物の輸出振興によって貿易収支の改善を図ることにあるとみられている(貿易収支赤字幅は、69年の264百万ドルから70年には359百万ドルに拡大)。なお、同国では70年8月9日に平価切下げおよび二重為替相場制(IMF平価および特定輸出品目の輸出入代金決済のための為替レートの2本建て)への移行が実施されており(45年9月号「要録」参照)、IMF平価(1ドル=15トルコ・リラ)は今回据え置かれた。

アジア諸国

◇台湾、公定歩合等を引下げ

台湾の中央銀行(The Central Bank of China)は、5月29日、次のとおり公定歩合ならびに市中預貸金利の全面的な引下げを実施した(単位・%)。

(1) 公定歩合 (旧レート) (新レート)

手形再割引 9.80 9.25

担保貸付

国債担保貸付 10.98 10.25

その他担保貸付 10.50 10.00

当座貸越 12.50 12.00

ただし輸出前貸については6.5%に据置き。

(2) 市中金利

貸出

手形割引 11.40 10.75

担保貸付 12.60 12.00

無担保貸付 13.20 12.50

ただし輸出前貸については7.5%に据置き。

預金

普通預金 1.44 1.25

通知預金 1.80 1.50

定期預金

1か月もの 5.04 4.50

3か月もの 6.24 5.75

6か月もの 8.40 7.75

9か月もの 8.76 8.25

貯蓄預金

要求払(1人当り限度6万円) 4.68 4.00

1年もの 9.72 9.25

2年もの、3年もの 10.08 9.50

(注) 台湾の金利は、昨年末の引下げの際一部については月利建から年利建に変更されていたが、今回はじめて年利建に統一された。

今次引下げについては次のような事情が伝えられている。

(1) 預金金利の優遇により、民間資金が銀行に過度に集中して資本市場の正常な発展を阻害しているため、その行き過ぎを是正する必要に迫られたこと。

(2) 大幅な内外金利差を背景に多額の外資が流入し、国内流動性が過剰となり、過度の信用膨張を招く懸念が増大したため、対策を講ずる必要があると判断されたこと。

◇タイ、米の輸出プレミアムの大部分を廃止

タイ政府は、輸出促進を図るため、米の輸出プレミアム(一種の輸出税)を、4～5月にかけて、一部上質米を除き廃止した。この結果、輸出米の主体をなす白米(砕米混入率10～20%)の輸出価格は、3割方低下することになった。なお、輸出プレミアムは、1955年に米の国際価格が暴騰した際、国内価格を安定化し、あわせて財政収入を増加させるため設けられたものであるが、ここ数年における近隣諸国の「緑の革命」の進展に伴い、国際米価が低落に転じ、このためプレミアム額も68年3月末をピークとして、順次引き下げられてきた。

タイ米の輸出プレミアム

(単位・バツ/トン)

	1968年 3月末 (ピーク)	1970年 11月以 降	1971年	
			4月下 旬以降	5月下 旬以降
白米				
砕米混入率5%以下	2,070	750	750	750
砕米混入率20%以下	1,570	675	—	—
砕米 A 1 級	1,450	375	—	—
玄米				
砕米混入率10%以下	1,710	675	675	675
蒸し米				
完全粒(砕米混入率0%)	1,490	562.5	562.5	—

◇パキスタン、高額銀行券等の流通停止措置を実施

パキスタン政府は6月8日、次の要領により高額銀行券等の流通停止措置を実施した。本措置は、さる3月の東パキスタン内乱時に、金融機関等から略奪された銀行券の使用を防止するとともに、これにより脱税の摘発を図ることなどもねらいとしているといわれている。

- (1) 500ルピー、100ルピー銀行券および「ジョイ・パングラ」、「パングラ・デシュ」ないしはこれに類似した反乱分子側の表示を付した全銀行券は法貨としての性格を失う。
- (2) 500ルピー銀行券は6月8、9日の両日、100ルピー銀行券は6月8日以降3日以内に、各地の商業銀行本支店等に提出させ、提出人の住所、氏名、銀行券の金額、種類、記番号等を記録したうえ、受領証を交付する。
- (3) 政府が設置した専門委員会の審査により、回収銀行券が非合法に取得されたものでなく、銀行券提出人が脱税を行っていないと認定された場合には新銀行券と交換する。

共産圏諸国

◇ハンガリー、ユーロ債を発行

ハンガリー国立銀行は5月20日、ロンドン市場においてナショナル・ウェストミンスター銀行、モルガン・グレンフェル社およびモスクワ・ナロードニイ銀行の3者を幹事とするシンジケート団を通じて下記の条件でユーロ債を発行した。

発行額 26百万ドル

発行条件 表面金利 8.75%

発行価格 額面100ドルにつき99ドル

償還期限 1977～1981年の各年均等分割償還

共産圏諸国によるユーロ債の発行は今回がはじめての例であり、ハンガリーとしても1945年以来26年ぶりの外債発行であることからその応募状況が注目されたが、6月7日、西欧の83銀行(英国15行、フランス14行、西ドイツ14行等)によって当初発行予定額25百万ドルをこえる引受けが完了、一応の成功を収めた。西側の設備・技術を必要としながらも外貨不足に悩んでいるソ連・東欧諸国にとっては、今回の措置により新しい資金調達道が開かれたわけで、他の共産圏諸国からもこれにならってユーロ債の発行を図るものが続くものと予想されている。

◇チェコスロバキアの第4次5か年計画

チェコスロバキアの第4次5か年計画(1971～75年)は、5月20日に開催された第14回同国共産党大会で採択され、正式実施の運びとなった。同計画は、経済効率を高め、生活水準の向上を図ることを基本方針とし、①労働力の効率的な使用、②近代技術の導入による生産の集中化と専門化、③コメコン分業体制への協力、などを推進しようとしている。その概要は次のとおり。

- (1) 工業生産は、年平均6.0～6.4%増とほぼ前計画実績(同6.5%増)並みの伸びが見込まれている。これを部門別にみると、電力、機械、化学等重工業部門については大幅な増産が予定されている一方、繊維、くつ等消費生活に関連の深い軽工業部門の伸びは全般的に低く押えられており、これまでと同様に生産財重視の方針が維持されている。
- (2) 投資については年平均6.0～6.5%増と前期実績(8.3%増)に比較して控えめな目標が策定されているが、工業投資資金の3分の1が、電力・エネルギー産業に重点的に配分されている点は今次計画の特色とみられ

る。

(3) 建設も年平均6.7%増と前期実績(同7.5%増)を下回っているが、ずさんな実施計画などのため、未完成工事の累増(70年末の未完成工事額1,300億コルナ)を招いてきたという従来の経験を考慮して、①当初見積り額の堅持、②建設期間の厳守、などがとくに強調されている。

(4) 農業生産については、近年の天候不良による停滞傾向を顧慮したためか、年平均2.7%増と前期実績(同4.8%増)に比べ著しく低水準の目標が設定されているが、トラクター、コンバイン等の大幅導入による単位当たり穀物収量の増大(1ヘクタール当り66~70年2.7トン→71~75年3.1トン)と畜産の経営合理化等生産性向上の努力は強化される見込み。

(5) 対外面では、社会主義国との貿易の伸び(年平均7.4~7.7%増)が貿易全体の伸び(同6.3~6.7%)を上回っており、とくに原燃料の確保を図る必要もあってソ

連との経済協力強化の方針が打ち出されている。

(6) なお、チェコおよびスロバキア両共和国間で均衡のとれた経済発展を図るため、立ちおけているスロバキア共和国の急速な工業化が計画されている(工業生産年平均増加率——チェコ共和国4.9~5.2%、スロバキア共和国9.2~9.4%)。

第4次および第5次5か年計画

(年平均伸び率・%)

	第4次(1966~70年)		第5次 (1971~75年)
	計 画	実 績	計 画
国民所得	4.1~4.4	6.8	5.0
工業生産	5.6	6.5	6.0~6.4
建設	—	7.5	6.7
農業生産	2.8	4.8	2.7
投資	5.6	8.3	6.0~6.5